

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月1日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第3号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
略				略			
警察	警察本部	略	3種	警察	警察本部	略	3種
		課長				課長	
		監査官				監査官	
		物品調達官				物品調達官	
		企画官				企画官	
		監察官				監察官	
		隊長				隊長	
		所長				所長	
		室長				室長	
		センター長				センター長	
場長	場長						
広報官	広報官						
首席師範	首席師範						
<u>上席検視官</u>	<u>検視官</u>						
管理官（人事委員会が承認したものに限り。）	管理官（人事委員会が承認したものに限り。）						
略		略		略		略	
略				略			

附 則

この規則は、平成25年3月8日から施行する。